

一般財団法人横浜総合医学振興財団
賛助会員規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人横浜総合医学振興財団定款（以下「定款」という。）
第54条に基づき、必要な事項を定める。

(会 員)

第2条 賛助会員は、当財団の事業趣旨に賛同し、賛助会費を納める個人及び団体とする。
2 賛助会員を希望する場合は、所定の入会申込書を理事長に提出するものとする。
3 前項の規定にかかわらず、賛助会費であること並びに氏名及び住所を記載した振込用紙を用いて会費相当額を当財団が指定する金融機関口座に振込んだ場合は、前項の入会申込書の提出があったものとみなす。

(会 費)

第3条 賛助会員は、当財団の会計年度ごとに次の会費を納入しなければならない。
年額 10,000円
2 会費は、会員資格を失った場合であっても返還しない。

(会費の納入)

第4条 会費の納入は、当財団が送付する振込用紙により行うものとする。

(賛助会費の使途)

第5条 第3条の賛助会費収入は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用するものとする。

(刊行物の配付等)

第6条 賛助会員には、当財団の刊行物を配付する。
2 賛助会員は、当財団の事業に関する報告を求めることができる。

(退 会)

第7条 賛助会員は、所定の届出を行って退会することができる。
2 賛助会員が正当の理由なくして1年間会費を納入しないときは、退会したものとみなす。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。